

事例番号:290016

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 0 日

11:30 羊水過少あり入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 37 週 0 日

13:53 胎児機能不全、羊水過少症の診断で帝王切開により児娩出

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 0 日

(2) 出生時体重:2660g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.40、PCO<sub>2</sub> 41mmHg、PO<sub>2</sub> 35mmHg、HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 25mmol/L、  
BE -0mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

出生当日 新生児痙攣の診断

生後 54 日 退院

(7) 頭部画像所見:

生後 7 日 頭部 MRI で先天性の脳の形態異常や周産期の低酸素や虚血によ

る脳傷害を示唆する所見なし

#### 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2名

看護スタッフ:助産師 1名、看護師 1名、准看護師 3名

### 2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象は認められず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

### 3. 臨床経過に関する医学的評価

#### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

#### 2) 分娩経過

(1) 妊娠 37 週 0 日で羊水過少のため入院管理としたことは一般的であるが、硫酸マグネシウム水和物およびリトドリン塩酸塩注射液の点滴を行ったことは一般的ではない。

(2) 胎児機能不全、羊水過少症の診断で帝王切開を決定し実施したことは一般的である。

(3) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

#### 3) 新生児経過

出生後の対応および痙攣様発作、筋緊張亢進、易刺激性を認めたため高次医療機関に新生児搬送したことは一般的である。

### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

#### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 硫酸マグネシウム及びリトドリン塩酸塩の使用については、添付文書に従うことが望まれる。

(2) 妊産婦の受診および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載する

ことが望まれる。

【解説】本事例では妊娠 37 週 0 日での受診理由、子宮収縮抑制薬の投与理由等の記載がなかった。受診理由や妊産婦に対して行われた処置は詳細を記載することが必要である。

(3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】本事例では、妊娠 36 週に妊産婦の発熱を認めており、また出生直後より児に痙攣を認めて高次医療機関へ搬送されている。胎盤病理学組織学検査によりその原因の解明に寄与する可能性がある。

## 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 今後は胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、胎児心拍数陣痛図の一部が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療費担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

(2) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】本事例は脳性麻痺発症の原因を特定することが極めて困難な事例であるが、胎児機能不全の診断で緊急帝王切開となっていることから、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

## 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

脳性麻痺発症に関与すると考えられる異常所見を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。